

第64回関西広域連合委員会

日時：平成27年12月24日（木）

午後5時07分～午後6時03分

場所：大阪府立国際会議場10階1001-2会議室

開会 午後5時07分

○**広域連合長（井戸敏三）** 大変お待たせいたしました。第64回の連合委員会を開会させていただきます。

最初に、奈良県が、このたび12月4日に総務大臣の承認を得て、正式にこの広域連合に、「防災」と「観光・文化・スポーツ」の二つの分野ではありますけれども、加入をしていただきました。名実ともに関西が一つになったあかしでございます。そのような意味で、今回、荒井奈良県知事がご出席いただいておりますので、一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

○**委員（荒井正吾）** 今年で5周年を迎えられますが、5周年遅れで加入いたしました。その間色々な手続でお世話をかけました。連携・協働は必要だと井戸連合長からお勧めも受けましたので、多少、貢献のできる分野もあるのではないかというような思いで入らせていただきました。

今後ともよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○**広域連合長（井戸敏三）** どうぞよろしく願いをいたします。

資料には、奈良県の加入につきまして、2で奈良県が分掌する事務につきまして、「防災」と「観光・文化・スポーツ振興」に関する事務の副担当委員として分掌いただくことにしておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

続きまして、第2番目、中央省庁の関西への移転に関する要請でございます。

ここに書かせていただいておりますのは、中央省庁の組織そのものでありまして、関連する機関がまだこれ以外にありますけれども、例えば兵庫県では理研とか、そのような機関がありますが、それらの機関はそれぞれの県独自で、既に関西広域連合も

要請をしておりますが、これから議論が始まりますのは、この中央省庁に関する検討や議論でありますので、あえて中央省庁に関わる分野のみ掲げさせていただいております。

このような要請を発することにつきまして、ご意見を伺いたいと思います。

どうぞ、飯泉さん。

○委員（飯泉嘉門） ありがとうございます。

やはり我々、二眼レフ構造を強く言ってきた以上、やはりこうした省庁であるとか、あるいは局そのものであるとか、中央省庁の機能を我々関西に移していくと。この点については、やっぱり一致結束して、関西広域連合としてしっかりと求めていくべきだと、このように考えておりますので、この方向についてぜひ進めていただきたい。

なお今、連合長からもお話がありましたように、それ以外の部分についても、かなりきつい対応を、また言葉に言うと失礼な対応があるものですから、こうした点についてもしっかりと一致結束してやるとともに、もう一つは、それぞれ、例えば徳島県の場合には消費者庁を言っているところなんですけど、例えば全国組織が反対をしているという声もあるんですね。そうした点について、徳島における組織やなんかは、逆に賛成だという声をどんどん現に彼らは自主的に上げてくれているところもありますので、これらに関わるところの関西広域連合のそれぞれの団体でご協力いただければ、それもまとめて提案をしていったほうがいいのではないかと、役所だけじゃないんだと、それぞれの機関がみんな、やはり関西のほうでどうだろうか。新しい人材育成の場にもなってまいりますので、ぜひそうした点については、それぞれのメンバーのところでご高配をいただければと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○広域連合長（井戸敏三） どうぞ、山田委員。

○委員（山田啓二） 今、飯泉知事が言われたことに関連して、この前、神戸と大阪と京都の経済同友会がそれぞれ応援をしていただきました。やはり関西広域連合か

ら、ぜひとも構成府県のそういう経済団体や関経連も含めて、幅広く要請をしていただきたいと思います。やはり関西全体の声を盛り上げていただくことが必要だと思っておりますので、その点お願いをしたいと思っております。

○広域連合長（井戸敏三）　　どうぞ。

○副広域連合長（仁坂吉伸）　　中央省庁、あるいは、これを取りまとめる内閣府からヒアリングを受けて議論しているのですが、その時の基本的な質問が、なぜ和歌山に行かなければいけないのですか、和歌山に行ったらよくなるのですかという話が圧倒的に多いのです。

これは東京一極集中を解消するための一つの手段としてやっているのだから、和歌山に行って問題はありませんか、和歌山に行ってもなぜ今と同じぐらいのことができるのかと、そのぐらいの問いにしてもらいたい。それならば十分答えられるけれども、京都市の文化庁は別として、全国の中でなぜ和歌山なのかと言われても、それは答えようがないと思っております。

○広域連合長（井戸敏三）　　どうぞ、平井さん。

○委員（平井伸治）　　やはりこの国の形を変えるための政府機関の移転でございますので、ぜひ国に強く迫るべきだと思います。文化庁を初めとして象徴的に、シンボリックに言われているところがありますから、やはり玉をつくることを関西広域連合としてもやっていただきたいと思います。

またその他にも、例えば果樹の研究とか、あるいは職業研修だとか、いろんなことを各県で出していますけれども、そうしたものを全体的に関西広域連合としてもサポートしていただきたいと思います。

この間12月に決定があった分は、まだ最終案ではありません。3月が最終的なところですので、今はまだ丁丁発止やり合っている段階でございますので、全体的に関西広域連合として後押しをしていただきたいと思います。

○広域連合長（井戸敏三）　　どうぞ。

○副委員（小笠原憲一） かなり重なりますが、12月の段階での移転の方向性は、非常に腰の重いような回答になっております。理屈で積み上げても、こういうものは全く進みませんので、全体的なムーブメントを起こす。広域連合の今回の要請を端緒にしまして、色々な方々に色々な声を上げていただくことが大事だと思っています。皆様方からも一人一人色々な方々に声を上げていただくことが大事だと思っていますので、是非よろしく願いいたします。

○委員（三日月大造） 関連いたします。

こうやって出すことは異議ありませんが、この省庁以外にも、滋賀県が要望している国立環境研究所をはじめ、研究機関もあるということを示していただくか、必ず要請する際に言っていただきたいと思います。また、今のムーブメントと関連するのですが、ぜひみんなで一度要請に行くなど、目に見える活動というものがあってもいいのではないかと思います。

○広域連合長（井戸敏三） 目に見える活動をやろうとすると、大変タイトな日程だからこれから大変ですけど、一度、関西広域連合と各府県が一緒になって要請に行くという活動をやりますかね、大詰めですからね。

だけど、今日のお昼のニュースで、馳文科大臣が文化庁を移転するには、シャビーだとか何か言うてましたが、何がシャビーなのかよくわからなかったんですけど、何かコメントありますか。

○委員（山田啓二） 候補地を眺めたときに「うん？」と思われたみたいなので、そういったことも含めてやっていきますけども、今、連合長がおっしゃいましたように、関西全体で行動するということが大変大事じゃないかなと思いますので、そういう行動を、この各省庁の移転、それから研究機関の移転も大変大きなものがたくさんありますので、一緒になって行きたいと思っています。

○広域連合長（井戸敏三） 大変、我々に対して国の対応がいかがなのかなと思っていますのが、今、仁坂さんも言われましたけれども、もともと政府機関の移管は、

東京一極集中是正のために国側から言われた話だったはずなのですが、今度、立証しろというような話になっていますし、それから危機管理機関は、私どもは首都直下型地震が30年で70%だという、こういう危機的状況であるにもかかわらず、首都圏で十分対応できるという前提になっているんです。あれこそ想定外が本当に起こるかもしれない。そういう状況にもかかわらず、そういう議論にされてしまっている。

そういう意味で、やはりもう一度、まき直しをするというのは非常に重要ではないかと思しますので、調整をさせていただきますので、ぜひよろしく各委員の皆さんにもご協力をお願いしたいと思います。

それでは、次に3番目であります、当初予算ですが時間の関係もありますから、説明は省略させていただくということにさせていただきますと思います。もし当初予算の中身について、課題があったり議論があったりしましたら、事務局に申し出ていただくということにさせていただきます。

取り扱いといたしましては、この委員会で、当初予算の内容を了解した取り扱いにさせていただきますので、1月に議会の総務常任委員会がございますので、その総務常任委員会に、まずご説明をし、そして3月に全員協議会にご説明をし、そして3月定例議会に提案をしてご承認をいただくという運びになります。

そのような意味で、中身は新規の内容もいろいろありますが、ご覧いただくということでご了承いただきましたら幸いです。よろしゅうございましょうか。

それではそうさせていただきます。

4番目は、琵琶湖・淀川流域対策につきまして、研究会を開催させていただいていますが、今後の展開について、事務局からご説明をさせていただきますと思います。

事務局、お願いします。

○事務局 資料4をご覧ください。

琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会の今後の展開でございます。

1の提言の取りまとめに向けた今後のスケジュールでございますが、来年1月の研

究会で、総合的な視点での課題解決方策の検討を行い、3月、6月に開催する研究会で提言の検討を重ね、7月の連合委員会に提言案を報告し、研究会委員と意見交換をしていただく予定としております。そして、8月に最終報告を取りまとめて、9月のシンポジウムで提言の周知を図る予定となっております。

2に、これまでの議論を踏まえて、現時点で想定される提言内容を記載しております。

一つ目は、統合的な流域管理の必要性。

二つ目は、流域管理に望ましい統治機構のあり方についてですが、想定としましては、一元的な流域マネジメントのガバメントによるものか、連携による多元的な流域マネジメントによるものなのか、幅広く議論をしていただき、流域管理の望ましいあり方をご提言いただく予定です。

三つ目は、広域連合の果たし得る役割でございます。中長期の役割としては、流域管理において、広域連合が必要となる権限を検討してはどうか。また、当面の役割として、多元的な流域マネジメントを行う場合、流域のさまざまな主体の連携・調整・促進を担うということから、流域各地の状態を評価し、あらゆる主体が共有・活用できるようにすることなどの取組の実施が考えられるのではないかと提言が見込まれます。

研究会提言後の進め方についてですが、提言取りまとめに併せて、広域連合としての具体的取組、実施体制等を検討してはどうかと考えております。

ご説明は以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） これも大変、取りまとめが、これから苦勞することになるのではないかと覚悟しております。

特に、このステークホルダーが沢山いるものですから、それらを統合してどのような仕掛けをつくっていくのがいいのかということがありますし、例えば流域管理のうちのダムの管理とか、こういうことを考えていきますと、非常に技術的な問題でもあ

りますので、そうすると、そういう技術的な問題を素人的な司令塔でやり得るのかどうか、あえて国から別組織をつくって移譲を受けなきゃいけない課題なのかどうかというようなことも含めて、十分検討していく必要があるのではないかと考えております。

ただ、これ今やりますと時間が1時間はかかると思いますので、これも今までの経過は常に報告させていただいておりますので、それらの意見を参照していただきながら、意見照会をきっちりやっていきますので、それに対して意見をお返しいただくということで取り扱って、まとめていきたいと考えておりますので、よろしくご理解ください。

私流の一つの提案を言いますと、一つ大きな統合機関みたいなものを、株式会社でいうとホールディングのようなものを上に乗せるといのはどうなのかなというのが、私のイメージなんですけど、これも十分議論していただかないといけないのではないかと考えております。

それではこれも経過の中で意見を頂戴するというので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

5番目は、関西広域スポーツ振興ビジョンでございます。

幾つかのご指摘をいただき、その後、それなりの修正を加えさせていただいて、産業環境常任委員会の意見もいただき、これを反映してまとめたものでございます。

事務局から説明をさせます。

○スポーツ部 11月の産業環境常任委員会でのご意見を踏まえまして、ビジョンの概要及び本編ということで整理をいたしましたので、お願ひいたします。

まず、概要をお願ひいたします。

主な修正点でございますが、まず1のスポーツをめぐる現状と課題というところで、(1)から(3)の項目を見直しまして、生涯スポーツ、競技スポーツ、障害者スポーツの三つに分類をして整理をし直しております。

次に(4)スポーツ人材の育成と活用につきまして、この点でアスリートの育成というものを加えてはどうかというご意見がございましたので、そのアスリートの育成や大規模競技大会の開催ということで加えさせていただいております。あわせて、右側の戦略Ⅱの⑥のところにも、各府県市が連携したアスリートの育成ということでつけ加えをしてございます。

(5)の項目でございますが、当初はワールドマスターズのレガシーの創出というようなことをうたっておりましたけども、まず、大会の成功が第一で、レガシーの創出が前面に出るのはいかがでしょうかということと、合宿の招致にも触れるべきではないかというご意見を踏まえまして、(5)の項目を国内外のスポーツ大会の開催等の推進という項目に修正をしまして、文言としまして、大会の成功、それから事前合宿の招致の実現と記載をしております。

レガシーにつきましては、戦略Ⅱの⑦ということで、今後の取組ということで整理をいたしております。

次に、3の広域課題に対する戦略の①でございます。2段目ですが、こちらは常任委員会で、スポーツ障害の予防等についても検討してはどうかというご意見を踏まえまして、記載をさせていただいております。

次に、戦略Ⅱの⑤国際競技大会・全国大会の招致・支援でございますが、先ほど申し上げました事前合宿の必要性でありますとか、地域の特性に応じた大会の招致をしてはどうかというご意見、それから、大会の誘致合戦に終始するのではなくて、施設の共同利用や地域振興につながる競技大会の検討が必要ではないかという様々なご意見をいただきましたので、それを踏まえまして修正を加えてございます。

次に、ビジョン本編をお願いいたします。

1ページの「はじめに」から始まりまして、先ほど概要でお示しをしました内容について、詳しく説明するような形で作成をしております。本編に下線を引いておりますが、この部分が先ほど概要に取り出して整理をした箇所でございます。

2 ページ以降でございますが、まず「スポーツをめぐる現状と課題」につきましては、①で現状、②で課題ということで、それぞれの項目ごとの現状と課題を詳細に記載をしております。

7 ページでございますが、「関西が目指す将来像」ということで、概要に整理をしております。三つの将来像、これをそれぞれ詳しく記載をしております。

9 ページ以降に「広域課題に対する戦略」、三つの将来像の実現を目指した戦略について、記載をしております。特に記載におきましては、例えば戦略Ⅰの①の中で、常任委員会の委員さんからも、例えば総合型地域スポーツクラブ等の地域スポーツの活動であるとか、プロスポーツとの連携、防災や子育て等の具体的な取組についてどうかというご意見がありましたので、その具体例なんかを踏まえながら詳細に記載をしております。

14 ページでございます。最後に「ビジョンの実現に向けて」ということで締めくくりをしておりますが、常任委員会でも、特に広域連合が取り組むべき内容と、構成府県市が取り組むべき内容がはっきりしていないではないかというご意見がございましたので、主な取組の具体例ということで個別に記載を加えてございます。

今後のスケジュールでございますが、来年の1月当初の産業環境常任委員会で、この本編の協議をいただきまして、パブリックコメント、それを踏まえた上で、最終案につきまして、1月末の連合委員会、2月の議会の全員協議会、3月の連合議会でそれぞれお諮りする予定としております。どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） 今のようなスケジュールで固めてまいりますので、ご意見等がございましたら、事務局にお寄せいただくということをお願いをしたいと思います。

例えば私も、3 広域課題に対する戦略の⑦に関西ワールドマスターズゲームズ2021 だけ書かれてるんですけども、これでいいのかとか、若干気になるところもあります

ので、それは意見として後ほど頂戴をしたい、このように思います。

それでは最後に、お手元に「原子力発電所再稼働について」というペーパーをお配りしていると思いますが、今日も福井地裁で再稼働停止の仮処分が、関西電力から異議申し立てされておりましたが、全面的に仮処分を覆す処分がなされましたので、そのような動きも踏まえた上で、国との間で私どもの意見交換を積み重ねてきて今日に至っているという事情を踏まえまして、原子力発電所再稼働に対して、いきさつや経緯や意見交換の状況をたどりながら、しかしまだ残されている必要な課題があるのではないかという形で、意見を取りまとめてみましたので、皆様方のご意見を頂戴したいと思います。

また、このような意見を取りまとめて、広域連合として発出することの是非についても、ご意見を伺わせていただいたら幸いです。

どなたからでも結構です。

それでは三日月委員、どうぞ。

○委員（三日月大造） このタイミングで関西広域連合としてまとまって、国に対してきちんと意見表明することについては賛同いたします。

私ども滋賀県の立場としては、この間、関西広域連合委員会でも表明させていただいているように、法律でも国民的資産と位置づけられた琵琶湖、関西近畿一円で多くの方々が飲み水として、また工業用水としても使っている琵琶湖、並びに、その集水域をお預かりする立場から、実効性ある多重防護体制の構築が必要不可欠であるということを申し上げてまいりました。

また、使用済み核燃料の処理・処分・管理の問題、並びに廃炉の問題を含めて、静脈の道筋をしっかりと示していく必要があるということも提起しておりまして、こういったことを考え合わせれば、実効性ある多重防護体制の構築がなされていない状況においては、再稼働を容認する環境にはないということを申し上げているところであり、その考え、主張については変わりません。

実効性ある多重防護体制の中身については、1項目目の包括的な制度的枠組みを整備することでありますとか、同意を求める自治体の範囲、自治体の関与のあり方、また2項目目の自治体の関与レベルに差が生じないように対象自治体の範囲を定めること、また4項目目の、静脈部分の整備を行うこと、さらには個別具体的な避難等、緊急時対応の扱いについては3項目目、また5項目目では、「あわせて、なお残る近接自治体等の不安や懸念にも耳を傾け、真摯に対応すること」などと記載されております。

私どもの主張と全てが合致しているわけではありませんが、含意をしていただき、これを国に対して申し入れをいただくということですので、この内容を了として、今後の真摯な対応を引き続き求めてまいりたい。かように考えております。

○広域連合長（井戸敏三） どうぞ、山田委員。

○委員（山田啓二） この申し入れは、まさにここにいる全員の最大公約数であると思っております、その点から、この時期に申し入れることについても賛成をしたいと思いますし、内容についても賛成をしたいと思います。

その中で申し上げますと、1つ目の項目で再稼働についての手続きがしっかりと定められていない。私どもは、福井県が今まで立地県として関西に対し電力供給を行い、その発展を支えていただき、また原子力の安全につきましても大変な努力を払われてきたことに対しまして、心から敬意を表するものでありますけれども、東日本大震災を踏まえて、原子力発電所に対する安全対策が徹底される中で、まさに避難計画を含め、近隣自治体には、大きな責務が現在、課せられております。

特に京都府は、高浜発電所から2.8キロという近接地域にあり、しかもUPZ圏内には、福井県を上回る12万人を超える人口を抱えています。そうした状況であっても、原子力発電所の再稼働の手続きにおいて、政府からは京都府に対して同意も容認も求められていない。全くプロセスから外されているということに対しては、私は非常に遺憾であります。

ですから、なぜ京都府は再稼働に関して立地自治体として扱われないのかについて、

しっかりとした説明を受けていかなければならないと思っております、5つ目の項目にありますように、なお残る近接自治体等の不安や懸念にも耳を傾け、真摯に対応していただきたいということを加えておきたいと思っております。

○広域連合長（井戸敏三） 他に。平井委員、どうぞ。

○委員（平井伸治） 原子力安全対策法によりまして、これは福島県の事故の反省を踏まえて、30キロ圏内は関係自治体として対策を求められているわけです。計画もつくり、そして事業もしなければならぬ。

しかし、今、山田委員がおっしゃったように、同意権など、基本的な権利・権限が全く与えられないまま義務だけが課せられている。さらに言えば、お金のこともそうなんですけれども、例えば京都府や鳥取県は専門人材を雇っているわけです。しかしそういうものの人件費は府税・県税で賄えと、全くこれについても国の財政措置がないということでありまして、かなり不公平な状態といえますか、不合理な状態があるまま、とにかく再稼働云々の議論だけが先行するのは、非常に黙視しがたいところがあります。

そういうようなことで、これまで関西広域連合として言ってきたことを、広域連合長が非常に難しい問題について、お取りまとめいただいたことに敬意を表したいと思いますし、ぜひこのペーパーに記載されていることを強く一丸となって国に求めていきたいと思っております。

○広域連合長（井戸敏三） どうぞ、植田副委員。

○副委員（植田浩） 大阪府も今までこの1から5に書いてある問題点について、指摘させていただいてきたところでございますし、特に静脈部分の整備を含めて、それらの部分が実行されないならば、再稼働を容認できる環境にないということを主張し続けさせていただいてきたところでございます。

そのような中で、本日、今日のこのタイミングで、広域連合の最大公約数の意見ということで、こういう文書がまとめられたということは、本当に意義があることだと

思っております。

これからも引き続き一致団結して、国に対して必要な主張を強く要請し続けていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○広域連合長（井戸敏三） そのほかにご意見ございませんか。飯泉委員よろしいですか。仁坂副連合長よろしいですか。

それでは、今のご意見を踏まえさせていただいて、関西広域連合としては、本来、再稼働に対して意見を申し述べたり、再稼働自身に対して、権限があるわけでもありませんし責任があるわけでもありませんが、もし万が一の時には大変大きな影響がある。関西全体に対して、府県民に対して大変大きな影響があるということを前提に、特に安全確保という見地から、国に対して意見を申し述べてきました。

そして、国からも真摯な対応をしていただいて、特に12月段階になりまして、再稼働については国が全責任を負って行うし、この安全確保についても国が全責任を負うんだ。それで、もし万が一の時も国が全責任を負うんだということを、総理自身が原子力防災会議の席上でも名言されておられるような状況に至りましたので、そのような意味から、我々は再稼働について権限や責任がある立場ではありませんが、安全の見地で意見を申し述べてきまして、それに対して国が対応してこられた。そういう時点でありますので、このようなまだまだ残されている課題がありますが、その残されている課題を国にきちんと申し入れることにしたいということで、このような最大公約数の取りまとめをさせていただいたものでございます。

各委員あるいは各府県では、これでは生温いとか、いろんなことがあるのかもしれませんが、最大公約数で関西広域連合としての立場で集約を図ったものだということが前提にご理解をいただき、国に対して強く要請活動を続けさせていただき、国における検討を期待したいと思っております。

以上、集約させていただきました。

それでは、この案で決定をさせていただきます。本日付で国に対して申し入れをい

たしますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

それでは、報告事項に入らせていただきます。

まず最初、関西広域連合シンボルマークの公募についてであります。

事務局、ご説明ください。

○事務局 シンボルマークの公募でございます。

概要といたしまして、関西広域連合が、この12月1日で設立5周年を迎えましたこと、また12月4日には奈良県が正式加入ということになったこと、これを契機といたしまして、広域連合のより一層のイメージアップ、知名度アップを図るため、シンボルマークを作成したいと考えております。

12月17日から来年3月31日までの間で募集を行いたいと考えております。募集内容につきましては、関西広域連合のイメージをわかりやすくあらわしたものを募集したいと考えております。

その後の選定方法でございますが、審査会を設置いたしまして、連合委員会で最優秀の作品を決定したいと考えております。なお、最優秀賞1点につきましては、表彰状と、副賞としまして構成団体にご協力をいただきまして、特産品という形でご用意をしたいと考えております。

スケジュールは書いておりますとおり、来年の3月31日までを公募期間とさせていただきます。その後、審査に取り組みまして、5月下旬には審査委員会による審査、6月下旬には連合委員会での最優秀作品を決定して、7月下旬の連合委員会で表彰式を行いたいという日程で、今後進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） 5年を迎えて奈良県もお入りいただいたことですから、関西全体の団結をシンボルライズするようなシンボルマークが応募されることを期待したいと思います。

これは誰でも応募できるんですね。ぜひよろしくご協力をお願いしたいと思います。

続きまして、准看護師試験の実施についてであります。

事務局、ご説明ください。

○事務局 資料7、平成27年度准看護師試験の実施についてでございます。

試験日程は、来る平成28年2月14日に実施させていただきます。先週金曜日の18日が願書の提出期限でございました。その結果ですが、その後、郵送等による提出やチェック等もございますので、多少の増減が予想されますが、18日時点の出願者の状況ということで981人であったことをご報告いたします。

以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） 試験でトラブルがあったりしていますから、そういうことのないように、よろしくをお願いします。

続きまして、地方分権改革に関する提案募集への対応でございます。

何度か報告をしていただいておりますが、総括してご報告をさせていただきます。

事務局をお願いします。

○事務局 資料8をご覧ください。

2の連合提案の対応状況に絞りまして、ご説明をさせていただきます。

この中では、本部事務局で分析しまして、国の区分をさらに細分化しております。まずは提案の趣旨を踏まえて対応というもの、7項目でございます。これにつきましては、後ほど内容を簡単にご説明させていただきますが、そのうち、実現及び実現されそうなものが1項目、今後必要となる検討が行われるものが3項目、提案内容とは異なる措置がなされるものが3項目でございます。

また、現行規定で対応可能なものが3項目となっており、対応可能なことを明確化されたものが1項目、国の一次回答等で対応可能とされており、今回の対応方針に記載されていないものが2項目となっております。

そのほか、実現できなかったものが7項目、予算編成過程での検討を求めるものが2項目、具体的な支障事例等が示された場合に調整対象というものが6項目ござい

ます。

右側にございます3は、対応方針に具体的な記載のあるものですが、①の介護保険における住所地特例の適用拡大は、実現及び実現されそうなものでございまして、サービス付き高齢者住宅の必須サービスのみの場合でも、住所地特例の対象とするよう求める連合の提案に対して、現在、食事の提供等をしていなくても、将来それを行うことを取り決めている場合は、住所地特例の対象となることが可能であるとのこと。

②から④は、今後必要となる検討が行われるものでございまして、②の国土利用計画法に基づく土地利用基本計画策定の見直しについては、廃止を含め適切なあり方について検討して、28年中に結論を得るとのこと。

③の大規模災害発生時の外国人医師の受け入れについては、可能な限り迅速に厚生労働大臣通知による対応を図るよう努め、医療隊の受け入れプロセスについて検証し、28年中に結論を得るとのこと。

④の特定商取引法に係る広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等権限の移譲については、都道府県知事の行政処分の効力のあり方について検討し、28年中に結論を得るとのこと。

⑤から⑦は提案内容と異なる措置がなされるものでございまして、⑤の大学の設置認可に係る事務・権限の移譲については、申請者に対して大学設置予定地の地方公共団体などの意見を聴取するよう依頼し、認可に際して大学設置・学校法人審議会において、地方公共団体から意見聴取を行うこととするとのこと。

3ページをご覧ください。

⑥と⑦につきましては、地方への大学の設置や、地方大学の留学生対策などにインセンティブを与えるような補助制度にし、交付事務の移譲を求める連合の提案ですが、地域との連携を積極的に評価して、私立大学等経常費補助金の加算等を行う一部の事業について、申請者を通じて地方の意見を聴取する機会を設けるとのこと。

⑧の広域連合における地方版総合戦略の策定等は、現行規定で対応可能なものです

が、広域連合が規約を定めることにより、総合戦略を策定できることを通知することにより、周知することとされました。

4 ページでございます共同提案の37項目は、ご覧のと通りの結果となっております。

6 ページご覧ください。

昨年度、広域連合から提案をいたしましたリサイクルの推進に係る事務・権限の移譲につきまして、昨年の国の対応方針で、的確な執行体制のあり方について検討を行い、必要な措置を講ずるとされていましてことから、国で検討がなされ、今年の案件とあわせて対応が示されました。

食品リサイクル法などの五つのリサイクル法の事業者の情報につきまして、より地方公共団体に情報を提供するとの対応方針が出ております。

ご説明は以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） ご質問ございますか。

それでは、報告でございますので、このような結果になったということで、さらに権限移譲や規制緩和等については、積極的に対応していきたいと考えます。

それでは続きまして、国家戦略特区の最近の動きについて、ご報告させていただきます。

○事務局 国家戦略特区の動きとして、新たに規制改革メニューを活用して取り組む事業が追加されましたので、簡単にご報告させていただきます。

資料の9です。去る11月26日と12月11日に関西圏の国家戦略特別区域会議が開催されました。ここに五つ並んでいますけど、上の二つは課税の特例措置を活用する事業2件です。三つ目のところ、粒子線治療の普及等を図るための外国医師や看護師の研修期間の延長に係る入管法施行規則の特例を活用する事業が、四つ目のところでは、日本初の革新的な医療機器開発を促進するため、特区医療機器薬事戦略相談の実施に係る事業が、五つ目では、一定の要件を満たす外国人向けの施設について、旅館業法の適用を除外する特例を活用する事業、これら新たに5件の規制改革事項等を追加す

る区域計画を取りまとめ、その後、内閣総理大臣の認定を受けたところでございます。

報告は以上です。

○広域連合長（井戸敏三） まだまだ国家戦略特区で活用すべき規制緩和の項目があるかと思えます。これらについては、国家戦略特区は関西の特例だけではなくて、他の地域の特例も関西で活用したければ、申請すると認めていただけるという、こういう構造になっておりますので、積極的に国家戦略特区の活用について、検討していきたいと思えます。

ただ問題は、大阪、京都、兵庫という地域限定がありますので、これを関連しているところについては広げてもらうように働きかけをいたしております。まだ柔軟な対応になっていませんけれども、働きかけを続けさせていただこうと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、ベトナムに観光プロモーションに行つてまいりました。ここで報告をいろいろ書いてありますが、ベトナムはまだこれからであります。特に日本からベトナムへは非常に大勢の方が行つていただける可能性があります。ベトナムから日本へというのはこれからでありますけれども、事前にできるだけ早くルートをつけておくということは必要だということもあつて、旅行者等への説明会、あるいは交流レセプションを通じた人的関係、あるいはテレビ局を訪問して取材を受ける。あるいは現地に進出してあります企業を訪ねる。ホーチミン市長を表敬訪問するなどを行わせていただきました。

ホーチミン市長からは、夜の晩さん会を開いていただいて歓迎を受けたことを申し添えておきます。ただ、このクアン市長ですが、12月14日付で退任・退職されましたので、これからまた新しい新市長とのつなぎをきちつとしていかないといけないと考えております。

それから、観光大使として、ベトナム人のユンさんを任命いたしました。彼はもう日本生活30年に及んでいるベトナムと日本をつなぐ有力な人物の一人ですが、今回、

旭日小綬章を受賞されておられるような方でありまして、コンサルティング業務にも長けておられますので、観光大使に任命しております。

エースコックの工場に行きましたところ、大変ベトナムでは愛されているということを知りまして、びっくりいたしました。これからベトナムは非常に有望な地域だということとは言えようかと思えます。

26年で83万人ほど日本人がベトナムには行ってまして、18万人ほどが日本に来ている。ただ1年で8万人ほどふえたという状況ですので、これらを活用しながらさらなる交流を図っていくようにしたい。

以上、報告とさせていただきます。

では、続きまして、資料11のカーボン・オフセットの実施につきまして、三日月委員からお願いします。

○委員（三日月大造） 短く、御礼を込めてご報告させていただきます。

9月の会議に続いて、「カーボン・ゼロ会議」として、低炭素社会づくりに向けて取組をさせていただいております。ご不便をおかけしておりますが、今日の会議も集約印刷で紙の使用量を削減するとともに、マイボトルをそれぞれお持ちいただいております。

COP21もございましたので今後とも、環境先進エリア関西を目指して取組を進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力方よろしくお願いいたします。

以上です。

○広域連合長（井戸敏三） ありがとうございます。

マイボトルを皆さん用意していただいたので、感謝をいたしたいと思えます。

それでは最後に、三日月委員から、琵琶湖再生法について、ご説明をいただきたいと思えます。

○委員（三日月大造） お手元にパンフレットを入れさせていただいております。琵琶湖の保全及び再生に関する法律が9月に成立、全会一致でしていただきまして、

琵琶湖を国民的資産と位置づけて、その保全と再生のために力を合わせて頑張ろうと、国が基本方針を定め、県が計画をつくり、関係自治体等の皆様方にもご協力をいただいて取組を進めてまいるところでございます。

なお、滋賀県も中心的に頑張ってお取組を進めてまいりますので、関西広域連合の皆様方のご協力を賜りたく、今日は資料を入れさせていただきました。

なお、お足元に委員の方だけで恐縮なのですが、琵琶湖で捕れましたこの季節しか捕れない鮎の子ども「氷魚」の釜揚げと、セタシジミを持ってまいりました。セタシジミはぜひ、みそ汁にしてご賞味いただき、氷魚はそのままかポン酢をかけて明日までに食べていただきたいと思います。私たちもこの琵琶湖の産物、固有種をしっかりと守るために頑張っておまいりたいと思います。ご案内でございます。

○広域連合長（井戸敏三） それでは、琵琶湖再生法の概略を三日月委員から説明いただきましたが、そうすると瀬戸内再生法の概略も説明しなければいけないのですが、それは次回に送らせていただきたいと思います。

資料の配付では、はなやか関西 関西文化の魅力発信シンポジウム「伝統×空想×技術－革新してゆく関西文化－」の資料が配付されております。一言ありますか、京都府さん、

○広域観光・文化・スポーツ振興局長 ありがとうございます。

前回委員会で開催のご案内をさせていただきましたが、シンポジウムのチラシができました。ぜひ多くの方にご来場いただきますようにPRのほうよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○広域連合長（井戸敏三） 次回の委員会は1月28日木曜日に開催をさせていただきますので、よろしく願いします。

それでは、第64回関西広域連合委員会、以上で閉会とさせていただきます。

盛りだくさんでありましたが、ご審議・ご協力ありがとうございました。

○事務局 それでは、時間が押しておりますが、もし質問がありましたら、お一人

ぐらい聞きたいと思うんですけども、よろしいですか。

はい、どうぞ。

○日本経済新聞記者 日本経済新聞の種田と申します。

先ほどご説明があった中央省庁の移転に関する要望の部分ですけども、観光庁については兵庫県となっておりますが、先日も大阪市の吉村市長の就任会見で観光庁を誘致したいというお話がありました。そこら辺の調整はどうなったのでしょうか。

○広域連合長（井戸敏三） 大阪市さんは正式に申し入れされているのでしょうか。

○大阪市総務局長（上田隆昭） すみません、大阪市でございますが、就任前の会見ということで、特段この件についてはコメントをいただいておりませんが、先日の市長記者会見の中では、兵庫また関西への誘致というのを実現していきたいということで、関西への誘致ということについてご発言があったようでございます。

○広域連合長（井戸敏三） いずれにしても、大阪市さんも関西の一員として動くということでもありますので、それを踏まえて、もし必要ならば追加させていただくことになろうかと思えます。

○日本経済新聞記者 わかりました。

○朝日新聞記者 奈良県が加入したことによって特に国との関係で、これから何が変わるのか、そして、奈良県に今後、完全加盟を求めていくのかということをお聞きしたいと思います。

○広域連合長（井戸敏三） 国との関係でいいますと、奈良が抜けていたことで、関西は奈良県のような重要なメンバーが入っていない広域連合は「画竜点睛を欠く」などいつも冷やかされてきました。そういう意味で、後向きの理由づけにも使われたりしてきましたが、今後はそのようなことがなくなり、国に対して一丸となって主張することができるのではないか。このように思っています。

それと、他の事務についての取り扱いは、奈良県さんは入られたばかりですので、関西広域連合の5年間ブランクを持っておられるわけですので、十分一緒に活動を展

開していただくことによって、ご検討いただくべき事柄ではないかなど、このように考えております。

○朝日新聞記者 ありがとうございます。

奈良県の荒井知事には、加入によって何がこれから変わるのか、想定されることで結構です。あと、全面参加される可能性も今後あるのかということをお聞きしたいと思います。

○委員（荒井正吾） ご質問が国との関係ということでございますが、地方自治体は、私の考えでは平等だと思っています。市町村も県も広域連合も一地方自治体ということでございますので、大きくなれば強くなるという考えは奈良県は持っておりません。言っていることの中身が正しいかどうかということ、国と折衝するのが我々地方自治体の役目であり、大きくなったら小さい団体を見下すということは我々同士ではあってはならないことです。この団体の外との関係もそうだと思っておりますので、入ることによって強くなるとは思っておりません。意見が広がるということはあるかもしれないという感じでございます。

加入について、奈良県議会には入ってはいけないという議員さんも結構いるわけでございます。地方分権の根幹は地方の自主性を尊しとすることです。国にとってもそうでございますし、我々自身にとっても自主性を尊しとして、それぞれの行動をしています。

しかもそれぞれが選挙で選ばれた団体の長でございますので、万が一にもプレッシャーがかかることは私はないと思います。我々は井戸連合長との信頼関係で連携・協働しようということで入らせていただきましたので、その連携・協働の輪が広がることは可能性があると思いますが、それは内容に応じてということでございます。

連携・協働の範囲が広がることには全くやぶさかではございませんが、大きくなったからよくなったなど世間に見られることではなく連携・協働の実をとってよく働いているなど見ていただきたいし、そのために奈良県が貢献できることは貢献させてい

ただきたいという思いでございます。

○朝日新聞記者　すみません、じゃあ可能性は今後、その分野が広がる可能性は、なきにしもあらずですが、議会の意見なども聞いて判断していきたいということですか。

○委員（荒井正吾）　前段をしっかりと捉えていただきたい。大きいほうがいいのか、そういうことじゃありません。内容次第だということでございます。縮小するかも広げるかもしれないし、そもそも広域連合は団体の役目がもしなくなると、なぜ続けているのかと皆さんがおっしゃるかもしれません。広域連合では、この地域の振興のために役目を果たそうとって議論をされているので、それを高く評価しております。その組織的なメンバーシップの数とか量とかということに余りこだわりたくないというのが返事です。

○朝日新聞記者　ありがとうございます。

○事務局　それでは、これもちまして、終了させていただきます。

ありがとうございました。

閉会　午後6時03分